

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	4	老人クラブ
分科会	6	高齢福祉分科会	調整項目	2	老人クラブ連合会助成事業

中条町担当	健康開発課	しあわせいきがい係	担当者名	
黒川村担当	住民課	福祉係	担当者名	

現 況			調 整 方 針		備 考	
記載事項	中 条 町	黒 川 村				
名 称	老人クラブ連合会活動促進事業	黒川村老人クラブ連合会補助金	連合会間で協議し、1 連合会とするよう調整を図る。		(3,476 人 × 400 円 = 1,390,400 円) (1,643,000 円)	
目 的	町内の単位老人クラブを包括し、単位老人クラブの連携と組織強化、育成指導を行うために補助金を交付する。	同左				
会 員 数	平成 15 年度 2,236 人 会員数は、年々減少傾向にある。	平成 15 年度 1,240 人 会員数は、年々減少傾向にある。	補助金の算定方法は、会員人数割とする。基準単価は、400 円程度とし、両町村の現状規模を維持する。			
事 業 概 要	会員総数と 40 人以上の老人クラブ数に応じた額を交付する。 会員人数割 1 人 80 円 40 人以上の老人クラブ数割 1 クラブ 8,400 円 定額 432,000 円 老人クラブ連合会事務局 社会福祉協議会が実施主体となり担当者を配置し、各クラブの対応、支援、事務等事業全般を行っている。 町は敬老会等の事業の参加要請、活動状況の把握、補助金交付事務、審査等の業務を行う。	会員人数割 1 人 200 円 バス代 1,596,000 円 (38 台分) 老人クラブ事務局は、社会福祉協議会が実施主体となり各クラブの対応、支援、事務等事業全般を行っている。	バス代については、交通費として新市移行後、概ね現状規模の予算の範囲内で補助を行うこととする。			
14 年度決算額	補助金 1,025,760 円	補助金 1,847,400 円				
15 年度交付額	補助金 988,880 円	補助金 2,044,000 円				
15 年度県補助金	388 千円	876 千円				
備 考		会員人数割 1,240 人 × 200 円 = 248,000 円				
関係法令等	中条町補助金等交付規則	黒川村補助金等交付規則	財政への影響額 単位：千円			
				予算額	調整後見込額	影響額(増減)
			中条町	989	989	0
			黒川村	2,044	2,044	0
			計	3,033	3,033	0
備考 平成 15 年度当初予算ベース						